

大分県エネルギー産業企業会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、大分県エネルギー産業企業会（以下「企業会」という。）という。

(目的)

第2条 企業会は、県内のエネルギー関連企業の技術力、販売力の強化並びにエネルギービジネスへの新規参入の促進を図ることにより、エネルギー産業を大分県経済の新たな牽引産業に育成することを目的とする。

(事業)

第3条 企業会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 エネルギー関連技術・製品の研究開発に関すること
- 二 エネルギー関連企業の人材育成や企業間の交流に関すること
- 三 エネルギー関連技術・製品の販路開拓や情報発信に関すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、企業会の目的を達成するために必要な業務を行うこと

第2章 役 員

(役員及び定数)

第4条 企業会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 1人
- 二 副会長 5人
- 三 監 事 2人

2 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第5条 会長は、企業会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 監事は、少なくとも毎年1回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第6条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第7条 役員は、無報酬とする。

第3章 会員

(会員)

第8条 企業会の事業を円滑に行うため、企業会の目的に賛同する県内の産学官それぞれの法人、団体又は個人を会員とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(入会)

第9条 企業会の会員になろうとするものは、次の書類を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 一 入会申込書（第1号様式）
- 二 その他会長が特に必要と認める書類

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会費)

第10条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員が企業会を退会しようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

- 一 退会届（第2号様式）

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 一 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- 二 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

第4章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、これを定時総会と臨時総会に分ける。

(総会の開催及び招集)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会 は、次の事由により開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会員の4分の1以上の請求があったとき

3 総会は、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長をもってあてる。

(議決事項)

第15条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 規約の変更

四 解散及び残余財産の処分

五 その他会長が特に必要と認める事項

(定足数及び議決)

第 16 条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、前条第 4 号に係る議事は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人は予め書面を議長に提出しなければならない。

第 5 章 企画運営委員会、専門部会及び審査会

(企画運営委員会の設置)

第 17 条 企業会の取り組むべき新たな課題等について企画・検討するとともに、企業会の円滑な運営を行うため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員は、会員又は会員に所属する者の中から会長が選任し、委嘱する。

3 企画運営委員会の委員長は、委員の互選により定める。

4 企画運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 総会の議案の作成に関すること

二 総会が議決した事業計画及び収支予算に基づき、具体的な事業の実施に関すること

三 その他企業会の運営に関し必要なこと

5 企画運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会の設置)

第 18 条 企画運営委員会の下に、事業の円滑な推進を図るため専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、企画運営委員会から委任された事項を所掌し、所掌分野の事業の具体化について検討を行う。

3 部会の委員は、会長が会員又は会員に所属する者及び学識経験者から選任し、委嘱する。

4 部会長は、会長が選任する。

5 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(審査会の設置)

第 19 条 企業会において取り組むべき研究・開発等の事業の審査及び採択を行うため審査会を置く。

2 審査委員は、会長が会員又は会員に所属する者及び学識経験者等から選任し、委嘱する。

3 審査会の委員長は、会長が選任する。

4 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 顧問、協賛会員

(委嘱)

第 20 条 企業会に顧問及び協賛会員を置く。

(顧問)

第 21 条 顧問は、会長が委嘱する。

2 顧問は、企業会の活動に対して総括的な指導、助言を行う。

(協賛会員)

第 22 条 協賛会員は、企業会の目的に賛同する学官及び県外の産などそれぞれの法人、団体又は個人とする。

2 協賛会員は、企業会の活動に参加し、会員の技術力の向上や販路開拓等の活動に対して指導・助言をすることができる。

第 7 章 秘密保持

(秘密保持)

第 23 条 会員、協賛会員は、企業会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

第 8 章 経費及び会計

(収入)

第 24 条 企業会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- 一 会費
- 二 負担金
- 三 補助金
- 四 その他の収入

(経費の管理)

第 25 条 企業会の経費は会長が管理する。

(会計年度)

第 26 条 企業会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(暫定事業計画及び予算)

第 26 条の 2 第 15 条の規定により、当該年度の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、企画運営委員会の議決により暫定事業計画及び予算を定めることができる。

2 前項の暫定事業計画及び予算は、当該年度の事業計画及び収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 27 条 企業会の事務局は、大分県商工観光労働部産業 GX 推進室内に置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職務)

第 28 条 事務局長は、会長の命を受け、事務を処理する。

2 職員は、上司の指揮を受け、事務を処理する。

3 事務の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章 補 則

(委任)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、企業会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

(現会員の取り扱い)

施行時点における会員は、第 9 条の規定に基づく手続は要せず、会員として継続する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 7 月 2 日から施行する。

第 1 号様式

大分県エネルギー産業企業会入会申込書

大分県エネルギー産業企業会

会長 高橋 祐二 殿

令和 年 月 日

大分県エネルギー産業企業会への入会を申し込みます。

種 別	会 員 ・ 協賛会員 (いずれかに○をつける)
住 所	〒
法人・団体・個人名	
代表者職・氏名	
担当者部署・職・氏名	
T E L	
F A X	
E-mail	

【お申込み・お問合せ先】

大分県商工観光労働部産業 GX 推進室 産業 GX 推進班

F A X **097-506-1753**

TEL 097-506-3263 (直通)

E-mail a14340@pref.oita.lg.jp

第2号様式

大分県エネルギー産業企業会退会届

大分県エネルギー産業企業会
会長 高橋 祐二 殿

令和 年 月 日

大分県エネルギー産業企業会を退会します。

種 別	会 員 ・ 協賛会員 (いずれかに○をつける)
住 所	〒
法人・団体・個人名	
代表者職・氏名	
担当者部署・職・氏名	
T E L	
F A X	
E-mail	

【お申込み・お問合せ先】

大分県商工観光労働部産業GX推進室 産業GX推進班

F A X **097-506-1753**

TEL 097-506-3263 (直通)

E-mail a14340@pref.oita.lg.jp